

確定申告の医療費控除の取り扱い

住 民 課

☎ 9-3334

◎確定申告の医療費控除の 取り扱い

介護保険を利用して支払った費用は医療費控除の対象となる場合があります。対象となるサービスなどは大きく分けて、施設サービスと居宅サービスの2種類に分類されます。

施設サービスでは、介護老人福祉施設や介護老人保健施設などに入所されて支払った介護費用や食事負担金の全額、または半額が対象となります。居宅サービスでは、自宅や通所施設などでサービスを受けて支払った介護費用の全額が対象となります。なお、受けられたサービスの種類によっては対象とならない場合がありますので、申告をされる方は税務窓口にご相談ください。

◎おむつ代に係る 医療費控除の取り扱い

おむつ代の医療費控除を受けるのが2年目以降である方については、医師が発行したおむつ使用証明書がなくても、町が「主治医意見書」の内容を確認し交付する、「確認書」でおむつ代の医療費控除を受けることができます。

確認書を希望される方は、介護保険室または、各支所福祉保健課にご相談ください。

死亡届について

受付時間：毎日午前8時30分から午後5時までです。(時間外では、火葬場・斎場の予約ができません)

持 参 物：印鑑、死亡診断書、本人の住所、本籍、生年月日がわかる書類
あらかじめ各支所町民係へ電話連絡をして来所してください。

子ども予防接種週間

福祉保健課

☎ 9-3335

3月1日から7日は「子ども予防接種週間」です。予防接種は様々な感染症の予防に効果があります。定期的な予防接種でまだ受けていないものがある人は、この機会に是非受けましょう。

特に、麻しんは感染性が強く合併症を引き起こすこともありますので、1歳になったら早めに受けましょう。

通常の診療時間に予防接種を受けにくい人のために、予防接種を行います。

必ず事前に予約が必要です。各支所福祉保健課へ2月25日(金)までに連絡をお願いします。

実施日時	3月1日から3月4日、3月7日の夜8時頃まで
可 能 予 防 接 種	麻しん、二種三種、風しん、日本脳炎、ツベルクリン反応、BCG ※なお、3月3日(木)4日(金)はツ反は行っていません。
実 施 医 療 機 関	吉貫クリニック 神石高原町油木乙 1676-15 ☎ 2 0005

障害基礎年金等を受給していない障害の状態にある人を対象とした、特別障害給付金制度が創設されました。

◎対象となる人

- ・平成 3 年 3 月以前の国民年金任意加入対象であった学生
- ・昭和 61 年 3 月以前の国民年金任意加入対象者であった厚生年金・共済組合等の加入者の配偶者で、国民年金に任意加入していなかった期間内に初診日があり、現在、障害基礎年金 1・2 級相当の障害に該当する人

◎支給（年 6 回）

- ・1 級……月額 5 万円
 - ・2 級……月額 4 万円
- 老齢年金等を受給されている場合や、所得額によって支給制限となる場合があります。

◎窓口

・請求の窓口は、役場各支所総務課町民係です。

※注意

- ・給付金の支給は、請求のあった月の翌月分からで、請求が遅れた場合、さかのぼって支給できません。（4 月に請求すると 5 月分から受け取るようになります。）
- ・障害認定に必要な添付書類が全部そろわない場合であっても、まずは、4 月中に役場へ請求書を提出してください。

くわしくは、役場各支所総務課町民係にお問い合わせください。



認知症（痴呆）予防講演会

「認知症は二度童子」で、子どもに帰るから仕方ないと思わないでください。本人にとっても、家族にとっても大変な病気なのです。

「呆けたくない」「機能が落ちたくない」と思う人は、多いと思います。認知症にならない、健康な生活をおくるためには、予防対策が必要です。ご近所誘い合わせて多数おいでください。

日 時：平成 17 年 3 月 24 日（木） 13：30～15：30

場 所：総合交流センターじんせきの里（神石郵便局のとなり）

内 容：「楽しい痴呆予防について」

講 師：高齢者リフレッシュセンター・スリー A

所長 増田末知子さん

問い合わせ先：神石高原町神石支所福祉保健課 ☎ 7-0151